

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第15号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																
別表第1 級別標準職務表（第3条関係） ア 行政職給料表級別標準職務表 <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>標準的な職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>6級</td><td>(1) 本庁の総括課長若しくは重要な業務を所掌する担当課長又は委員会等の事務局の課長の職務 (2)・(3) [略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> イ [略] ウ 教育職給料表(1)級別標準職務表 <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>標準的な職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1級</td><td>(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの研修助手の職務</td></tr><tr><td>2級</td><td>(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの研修主事の職務 (4) [略] (5) [略]</td></tr><tr><td>3級</td><td>(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの部長又は主任研修主事の職務 (4) [略] (5) [略]</td></tr></tbody></table>	職務の級	標準的な職務	[略]		6級	(1) 本庁の総括課長若しくは重要な業務を所掌する担当課長又は委員会等の事務局の課長の職務 (2)・(3) [略]	[略]		職務の級	標準的な職務	1級	(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの研修助手の職務	2級	(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの研修主事の職務 (4) [略] (5) [略]	3級	(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの部長又は主任研修主事の職務 (4) [略] (5) [略]	別表第1 級別標準職務表（第3条関係） ア 行政職給料表級別標準職務表 <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>標準的な職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>6級</td><td>(1) 本庁又は委員会等の事務局の総括課長又は課長の職務 (2)・(3) [略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> イ [略] ウ 教育職給料表(1)級別標準職務表 <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>標準的な職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1級</td><td>(1)・(2) [略]</td></tr><tr><td>2級</td><td>(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの研修指導主事の職務 (4) [略] (5) 高等学校又は特別支援学校の経営指導に従事する経営指導主事の職務 (6) [略]</td></tr><tr><td>3級</td><td>(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの部長又は主任研修指導主事の職務 (4) 生涯学習推進センターの部長の職務 (5) [略] (6) 高等学校又は特別支援学校の経営指導に従事する主任経営指導主事の職務 (7) [略]</td></tr></tbody></table>	職務の級	標準的な職務	[略]		6級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の総括課長又は課長の職務 (2)・(3) [略]	[略]		職務の級	標準的な職務	1級	(1)・(2) [略]	2級	(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの研修指導主事の職務 (4) [略] (5) 高等学校又は特別支援学校の経営指導に従事する経営指導主事の職務 (6) [略]	3級	(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの部長又は主任研修指導主事の職務 (4) 生涯学習推進センターの部長の職務 (5) [略] (6) 高等学校又は特別支援学校の経営指導に従事する主任経営指導主事の職務 (7) [略]
職務の級	標準的な職務																																
[略]																																	
6級	(1) 本庁の総括課長若しくは重要な業務を所掌する担当課長又は委員会等の事務局の課長の職務 (2)・(3) [略]																																
[略]																																	
職務の級	標準的な職務																																
1級	(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの研修助手の職務																																
2級	(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの研修主事の職務 (4) [略] (5) [略]																																
3級	(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの部長又は主任研修主事の職務 (4) [略] (5) [略]																																
職務の級	標準的な職務																																
[略]																																	
6級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の総括課長又は課長の職務 (2)・(3) [略]																																
[略]																																	
職務の級	標準的な職務																																
1級	(1)・(2) [略]																																
2級	(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの研修指導主事の職務 (4) [略] (5) 高等学校又は特別支援学校の経営指導に従事する経営指導主事の職務 (6) [略]																																
3級	(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの部長又は主任研修指導主事の職務 (4) 生涯学習推進センターの部長の職務 (5) [略] (6) 高等学校又は特別支援学校の経営指導に従事する主任経営指導主事の職務 (7) [略]																																

4級	(1)・(2) [略]  (3) [略]  (4) [略]
----	-------------------------------------------

エ 教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	中学校、小学校又は幼稚園の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2級	(1) 幼稚園の教頭の職務 (2) 中学校、小学校又は幼稚園の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 (3) [略] (4) [略]
3級	(1) 幼稚園の園長の職務 (2) 中学校又は小学校の教頭の職務 (3) [略] (4) [略]
4級	(1) [略] (2) [略] (3) [略]

オ～ク [略]

別表第2 級別資格基準表(第4条関係)

ア～ウ [略]

エ 教育職給料表(2)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職務の級
-----	-------	------

4級	(1)・(2) [略] (3) 生涯学習推進センターの所長の職務 (4) 図書館の館長の職務 (5) [略] (6) 高等学校又は特別支援学校の経営指導に従事する首席経営指導主事の職務 (7) [略]
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

エ 教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2級	(1) 中学校又は小学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 (2) [略] (3) 中学校又は小学校の経営指導に従事する経営指導主事の職務 (4) [略]
3級	(1) 中学校又は小学校の副校長又は教頭の職務 (2) 教育事務所の課長の職務 (3) [略] (4) 中学校又は小学校の経営指導に従事する主任経営指導主事の職務 (5) [略]
4級	(1) [略] (2) 教育事務所の困難な業務を処理する課長の職務 (3) [略] (4) 中学校又は小学校の経営指導に従事する首席経営指導主事の職務 (5) [略]

オ～ク [略]

別表第2 級別資格基準表(第4条関係)

ア～ウ [略]

エ 教育職給料表(2)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職務の級
-----	-------	------

		1 級	2 級	3 級
校長 園長	[略]			
教頭	[略]			
[略]	[略]			
[略]	[略]			
オ～ク	[略]			

		1 級	2 級	3 級
校長	[略]			
副校長 教頭	[略]			
[略]	[略]			
[略]	[略]			
オ～ク	[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。